

令和8年度 大和郡山市省エネ家電買い換え促進事業 店舗登録のご案内

平素は、大和郡山市の環境行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、本市では、物価高騰に伴う市民生活の支援や、省エネ性能の高い家電製品への買い換への促進を目的として、下記のとおり「大和郡山市省エネ家電買い換え促進事業」を実施いたします。

実施に当たりましては、対象販売店を、本事業にご協力いただける、市内の登録店舗様に限定し、家電販売事業者の皆様の販売戦略にご活用いただければと考えております。

本事業へのご参画につきまして、ご検討のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

1 制度概要

期間中に家電製品を市が定める省エネ性能を有する製品に買い換え、所定の要件を満たす申請を行った市民に対し、先着順に補助金を交付します。

(1) 対象者

- ① 申請日において本市に住民票を有する者であること
- ② 原則として本市の住民票の世帯主に当たる者であること
- ③ 市税を滞納していない者であること
- ④ 暴力団員等でないこと

(2) 対象とする家電製品（新品に限る）

エアコン	省エネ基準達成率が 100%以上であること
電気冷蔵庫（冷凍庫のみの製品を除く）	
LED 照明器具（ランプのみの交換を除く）	屋内の居室等の天井、壁、梁などに設置する LED 照明器具であること

(3) その他の補助要件

- ① 新品であり、リース品又はレンタル品でないこと
- ② 申請者自らが居住する市内の住宅における、既存の家電製品からの買い替えであって、購入した家電製品は当該住宅において使用するものであること
- ③ 過去に当該補助金の交付を受けていないこと（同一世帯につき1回のみの申請とする）
- ④ 一度の申請で補助対象にできる家電製品の数は、5点以内とする。
(同一販売店で、同日に購入した製品に限る)
- ⑤ 同品目・同一数の家電製品を廃棄すること
(エアコン、冷蔵庫については、領収書等にリサイクル料金の記述があること)
- ⑥ 本市が指定する市内の販売店で購入した家電製品であること
- ⑦ 購入対象期間内に購入した家電製品であること
- ⑧ 国、地方公共団体その他の団体等による他の補助金を受けていないこと。

(4) 補助対象経費

- ① 製品本体の購入費（製品本体に係る消費税等を含む）とする。
- ② 次の費用は対象外とする。
 - ア 製品の設置に要する費用（設置に伴う附帯設備や備品の購入費・設置工事費等）
 - イ 別売りの附属品・消耗品等の購入費
 - ウ 有料の製品保証料等

エ 運送費用

オ リサイクル処理に要する費用

カ ポイント、クーポン等で支払われた費用

(店舗やグループ企業など、特定の範囲でのみ使用可能なポイントやクーポン等をいいます。)

(5) 補助金額

補助対象費用	補助金額
2万円未満	対象外
2万円以上 5万円未満	1万円
5万円以上 10万円未満	2万円
10万円以上 15万円未満	3万円
15万円以上 20万円未満	4万円
20万円以上	5万円

(6) 購入対象期間 令和8年10月15日から令和9年2月1日まで

(7) 申請期間 令和8年11月2日から令和9年2月1日まで

(8) 申請に必要な書類

- ・ 交付申請書
- ・ 省エネ家電販売明細書（所定の様式を用いて、販売店で作成をお願いします。）
- ・ レシートまたは領収書の写し
- ・ 振込先口座（申請者本人名義の口座）の通帳の写し
(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人がわかるもの)
- ・ 本人確認書類の写し（顔写真がない証明書の場合は2点要）

(9) 申請方法

- ・ 郵送またはオンライン申請
- ・ 申請書は登録店舗で配付をお願いします。

(10) 販売店舗の登録

① 登録期間 令和8年9月17日から令和9年2月1日まで

※令和8年10月7日までに登録していただいた店舗については、
広報紙「つながり」やチラシ・ポスターに一覧を掲載予定です。
それ以後に登録された店舗については、ホームページ上でのみ一
覧を掲載します。

② 登録方法 郵送またはオンライン申請



(お問い合わせ)

大和郡山市 産業振興部 環境政策課

担当：加藤、岡向

電話：0743-53-1615

E-Mail：kankyo@city.yamatokoriyama.lg.jp